

広島県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十七年十月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

今福芸北線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町苅屋形字築縄手一〇二八七番 三地先から 山県郡北広島町荒神原字中川一〇一四七番九 七地先まで		六・八〇〇 一・二・八〇〇	九・八〇〇 一・九・二〇〇	七七六・五〇	七 七 六 ・ 五 〇
					七 七 六 ・ 五 〇
					七 七 六 ・ 五 〇
					七 七 六 ・ 五 〇